

**地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費**

令和元年10月1日より消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度涌谷町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 214,441 千円

(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,325,069 千円

**【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】**

項目	予算科目				特定財源				一般財源	
	款	項	目	令和5年度 当初予算	国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	294,481	41,103	65,524	0	2,769	28,793	156,292
			国民年金事務費	93	93	0	0	0	0	0
			老人福祉費	627,062	16,619	51,361	0	14,191	84,766	460,125
			障害者福祉費	486,571	207,903	123,246	0	0	24,178	131,244
		児童福祉費	児童福祉総務費	477,786	245,412	83,002	0	16,252	20,709	112,411
			母子・父子福祉費	3,034	0	1,345	0	250	224	1,215
			児童館費	0	0	0	0	0	0	0
			児童福祉施設費	45,899	11,867	11,867	0	5,000	2,670	14,495
			保育所費	156,055	3,788	1,538	0	6,805	22,390	121,534
		災害救助費	災害救助費	627	0	0	0	0	0	627
小計①				2,091,608	526,785	337,883	0	45,267	183,730	997,943
社会保険	民生費	社会福祉費	老人福祉費	0	0	0	0	0	0	0
小計②				0	0	0	0	0	0	0
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	136,274	8,743	3,153	0	13,300	17,280	93,798
			予防費	39,005	686	0	0	1,000	5,806	31,513
			環境衛生費	26,771	2,070	0	0	1,405	3,624	19,672
			疾病予防対策事業費	31,411	48	1,270	0	4,992	4,001	21,100
小計③				233,461	11,547	4,423	0	20,697	30,711	166,083
合計①+②+③				2,325,069	538,332	342,306	0	65,964	214,441	1,164,026

※1社会保険の部分については、国民健康保険・介護保険・年金など。それぞれ、社会福祉総務費、老人福祉費に含まれます。

※2保育所費については、こども園経費に含まれる幼稚園分の経費を除いた金額となっており、当初予算書の金額と一致しません。